

基本目標	施策の展開内容	該当ページ	第8期における具体的な取組	事業内容、指標等	R4年度実績内容	R4実績内容に対する自己評価	課題と対応策
1. 介護予防の推進と生きがいつくり・社会参加の促進	1 介護予防と健康づくりの充実	56	2)「西宮いきいき体操」実施グループの活動支援【重点的な施策・事業】	「西宮いきいき体操」に自主的に取り組む新規グループの育成とともに、活動を継続していくことができるよう、グループや介護予防サポーターへの支援を行い、市内全域で徒歩圏内の地域において、介護予防に取り組める環境づくりを進めます。また、地域での主体的・継続的な活動が、見守りや地域づくりにつながるよう意識啓発に努め、自助・互助の取組みを推進します。 【R4目標値】 自主グループ数:290グループ 参加者数:8,800人  【R4目標値(修正)】 自主グループ数:275グループ 参加者数:8,300人 ※新型コロナウイルス感染症の影響のため目標値修正	自主グループ数:253グループ 参加者数:7,168人 延参加人数:161,516人	◎	市内全域で取り組みが広がっているが、地域によってグループ数の多寡や定員により新規参加者を受け入れられないグループがある。さらに身近な地域で自主的に介護予防に取り組める環境づくりを進めるため、「健康ポイント事業」との連携や「西宮いきいき体操」に取り組むグループの育成・継続支援を実施する。また、関係機関との連携や各種広報媒体の活用により普及啓発を継続し、参加人数の増加を図る。
		56	3)介護予防サポーターの養成と活動支援【重点的な施策・事業】	「西宮いきいき体操」の実施を支援する介護予防サポーターを養成し、新規グループの立ち上げや、実施グループの中心的役割を担う人材の育成を進めます。また、介護予防サポーター養成講座や、活動するサポーターを支援するためのフォローアップ研修を地域の高齢者が参加しやすいように各地域において実施し、その地域やグループにおいて新たな介護予防サポーターを養成するとともに、グループが継続して取り組めるよう支援していきます。 【R4目標値】 介護予防サポーター養成講座修了者数(累計):2,750人  【R4目標値(修正)】 介護予防サポーター養成講座修了者数(累計):2,600人 ※新型コロナウイルス感染症の影響のため目標値修正	・介護予防サポーター養成講座 実施回数:3回 修了者数:159人 介護予防サポーター養成講座終了者数(累計):2,604人  ・介護予防サポーター フォローアップ研修 実施回数:1回 参加人数:567人	◎	グループが継続して体操に取り組めるよう、地域において介護予防を支援する人材の育成が重要である。引き続き、介護予防サポーター養成講座、フォローアップ研修を実施していく。
	2 生きがいつくりと社会参加の促進	58	6)高齢者が集まる「場」「機会」の確保・拡充	個人の住宅や空き家等を活用し住民同士がより身近で気軽に集まることができる「つどい場」が多く地域で開設されるよう、「つどい場」に関する普及啓発とともに、運営面の相談支援や施設整備面の相談・補助、実践者間の情報交換等の取組を他部局とも連携して行います。また、「つどい場」を開設していくための方策を引き続き関係者間において検討していきます。 【R4目標値】 「つどい場」設置数:75か所	○つどい場設置状況 54ヶ所 ○つどい場ネットワーク加盟 23ヶ所 ○つどい場開設助成制度活用件数 2ヶ所 ○つどい場交流会(つどい場運営者同士の交流会)の開催	○	つどい場の開設箇所数の増加に伴い、つどい場の取組みの多様化が進んでいる。取組みのテーマによって支援ニーズや求める情報が異なることが想定されるため、対応方法について整理が必要。また、コロナ禍により活動が制限される事例が見られたため、新しい生活様式に合致した活動実施支援の検討が必要。
		58	7)常設の地域交流拠点の設置【重点的な施策・事業】【新規】	市内に共生型地域交流拠点を設置します。地域住民が主体となって運営し、住民同士による支えあい活動の展開をめざします。 【R4目標値】 常設の地域交流拠点の設置数:15か所	常設の地域交流拠点の設置数:7か所 延利用者数:36,333人	△	各地域で拠点の立上げに向けた協議を行っているものの、新規開設には至っていない地域が多いため、開設に向けた課題について整理を行う。
	2. 日常生活を支援する体制の整備・強化	1 日常生活を支援するサービス等の充実	60	2)地域における重層的な見守り体制の充実	市内の民間事業者や関係機関が、日常の業務で高齢者の異変に気づいたときに、高齢者あんしん窓口連絡し、関係機関と連携の上、支援を必要とする人の早期支援につなげることを目的とした「協力事業者による高齢者見守り事業」を推進します。 【R4目標値】 協力事業者による高齢者見守り事業協力事業者数:170事業所	協力事業者による高齢者見守り事業協力事業者数:125事業所	○
	2 ケアマネジメント力の向上	65	1)自立支援型ケアマネジメントの充実【重点的な施策・事業】	高齢者の生活の質の向上をめざして、リハビリテーション専門職等、多職種による協議を通じ、高齢者の自立を妨げる要因を分析し、具体的な支援方法を検討する「自立に向けたケアマネジメント会議」(地域ケア個別会議)を各地域包括ケア連携圏域において定期開催できるよう取り組みます。また、この会議の場等を通じて、ケアマネジャー等会議の参加者が、それぞれの立場で高齢者の生活の質の向上に資する支援についての考え方や方法を共有し、スキルアップすることをめざします。 【R4目標値】 自立に向けたケアマネジメント会議開催数56回 リハビリテーション専門職によるケアマネジメント支援回数50回	自立に向けたケアマネジメント会議開催数:38回 (新型コロナウイルス感染拡大により4月、8～11月において計18回の実施なし)  ・介護予防プラン数:(延)69,765件/年 (「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の合計数)	◎	要介護認定者数が増加し続ける中で、自立支援・重度化防止を支援する自立支援型ケアマネジメントの充実を図る必要がある。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、R4年度の会議回数は目標達成できなかった。R5年度は、引き続き会議の質の向上を目指し、適宜会議参加者との意見交換の場を設けながら、より効率的・効果的な開催方法を検討していく。また、高齢者の自立に資するケアマネジメントが適切に行えるよう、リハビリテーション専門職によるケアマネジメント支援事業の他に、R4年度に作成した「西宮市自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントにかかる基本方針」、「ケアプラン点検シート」等を活用しながら高齢者あんしん窓口の職員、居宅介護支援事業者の介護支援専門員等へスキルアップを目指した取り組みを行う。

基本目標	施策の展開内容	該当ページ	第8期における具体的な取組	事業内容、指標等	R4年度実績内容	R4実績内容に対する自己評価	課題と対応策
3. 介護サービスの充実と適正・円滑な運営	3介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保	67	6)介護保険事業の適正化の推進【重点的な施策・事業】	要支援・要介護認定調査については、訪問調査員の研修を実施し、調査の正確性と公平性を確保するとともに、質の向上をめざします。また、保健師等が認定調査票のチェックを行い、内容を訪問調査員にフィードバックすることにより、調査内容の個別指導を行うとともに、適正な調査の遂行を確保します。 【R4目標値】 認定調査の適正化(委託調査)の実施件数:全件	認定調査の適正化(委託調査)の実施件数:全件(10,095件) 西宮市内の委託調査員に対して更新研修1回/年実施。 新任調査員に対して新任研修3回/年実施。	◎	調査員への研修及び保健師によるチェックを、引き続き実施していく。
				市内全居宅介護支援事業所に対してケアプラン点検を実施し、ケアプランの適正化を図ります。ケアプラン点検では、基準違反等を確認し、居宅介護支援事業所に対して指摘や助言を行います。また、利用者に対し「介護保険給付費のお知らせ」として介護給付費の内容を通知することにより、不正請求の抑制を図るとともに、実際に介護サービス提供に疑義の生じた介護サービス事業者に対して適正な指導を実施します。さらに、住宅改修の点検や、医療情報との突合による医療と介護の重複請求の点検等、介護給付適正化の主要5事業を含む多様な取組を進めます。 【R4目標値】 ケアプラン点検件数:200件 介護給付費の通知回数:1回 住宅改修点検件数:全件 医療情報との突合・縦覧点検実施対象月数:12月(毎月)	・ケアプラン点検件数:50件 ・介護給付費の通知回数:1回(発送件数:16,622件) ・住宅改修点検件数:全件 ・医療情報との突合・縦覧点検実施対象月数:12月(毎月) ・居宅介護支援費適正化 ・例外給付申請適正化 ・負担限度額認定にかかる預貯金調査	○	介護給付適正化の主要5事業を含む多様な取組を進め、引き続き不適切な給付の発見に努めるとともに、介護サービス事業者に対して、適正なサービス提供を行うよう指導を行う。
	4サービスの質の向上と利用者支援	69	3)介護相談員派遣事業の推進	高齢者・障害者権利擁護支援センターと連携して、介護老人福祉施設やデイサービスに介護相談員を派遣し、利用者の相談に応じて、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、施設が第三者の訪問を受け入れることを促進し、介護サービスの質の向上をめざします。 【R4目標値】 介護相談員派遣事業の介護相談員数:24人 介護相談員派遣事業の延派遣回数:192回 介護相談員派遣事業の受入れ施設・事業所数:8か所	新型コロナウイルス感染症拡大防止や施設等の感染症拡大防止対策への負担等を踏まえ、令和2年度から引き続き、介護老人福祉施設等への介護相談員の派遣を中止している。そのため、介護相談員に対するフォローアップ研修を企画し、開催した。 【フォローアップ研修】 ・第1回 令和4年11月開催(参加者19名) 「介護相談員派遣事業について」「認知症高齢者の理解」 ・第2回 令和4年12月開催(参加者15名) 「福祉サービス利用者の権利擁護」「グループワーク」	×	引き続き、特定非営利活動法人PASネットに業務を一部委託し、新型コロナウイルス感染症拡大防止や施設等の感染症拡大防止対策への負担等を踏まえ、介護相談員の施設への派遣ができない場合、試行的に施設とのオンラインを使用した活動やスキルアップを目的とした介護相談員への研修等の実施を検討する。
4. 在宅医療と介護の連携の強化	5介護人材の確保・育成と介護現場の革新	71	1)多様な介護人材の確保・育成・資質の向上	家事援助限定型訪問サービスにおいて、居宅に訪問し、掃除や買い物などの生活援助のみを提供する「介護予防・生活支援員」の養成に取り組みます。また人材のすそ野拡大のきっかけとなるよう、研修受講者の就職促進に努めます。 【R4目標値】 介護予防・生活支援員養成研修開催数:4回 介護予防・生活支援員養成研修修了者数(累計):880人	介護予防・生活支援員養成研修開催数:4回 介護予防・生活支援員養成研修修了者数(累計):843人	◎	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、修了者数が目標に到達していないため、引き続き広報に努める。また就労促進のため、さらなる就職支援に取り組む。
	1医療と介護にかかわる多職種連携の強化と市民理解の促進	73	1)メディカルケアネット西宮による多職種連携の強化【重点的な施策・事業】	医療職と介護職で構成された「メディカルケアネット西宮」では、多職種の相互理解を図るための研修会や、医療介護連携に関わる定期的な事例検討会を実施しています。引き続き研修会等の活動の充実を図り、医療・介護等の多職種の顔の見える関係づくりを進め、連携の強化に取り組めます。また、あわせて5つの圏域ごとに設置された「在宅療養相談支援センター」を中心とし、圏域内の課題や対応策について検討を進める等、圏域内の多職種連携の強化を推進します。 【R4目標値】 多職種連携事例検討会参加人数:720人	多職種連携事例検討会参加人数:570人	○	今後は多職種連携がより必要と思われるテーマを設定し、圏域ごとに地域課題に多職種で対応できる連携体制を構築する。
	2在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化	74	1)在宅医療と介護の一体的なサービス提供に向けた相談支援体制の充実【重点的な施策・事業】	市内の地域包括ケア連携圏域ごとに設置した在宅療養相談支援センターにおいて、地域の医療・介護等の資源の把握・活用を進めます。また、在宅療養相談支援センターの合同会議を定期的に開催し、相談支援機能のさらなる充実をめざします。 【R4目標値】 在宅療養相談支援センター合同会議開催回数:12回	在宅療養相談支援センター合同会議開催回数:23回	◎	在宅療養を支えるために、地域における在宅医療と介護の一体的な提供ができるよう、在宅療養相談支援センターが資源の把握や活用に努め、相談支援の質の向上を図る必要がある。今後も各在宅療養相談支援センターに寄せられる相談内容や対応を共有し、必要な支援に繋げられるよう質の向上を図る。

基本目標	施策の展開内容	該当ページ	第8期における具体的な取組	事業内容、指標等	R4年度実績内容	R4実績内容に対する自己評価	課題と対応策
5. 多様な住まい方を支援する環境づくり	1多様な住まい方への支援	76	1)特別養護老人ホーム等の整備【重点的な施策・事業】	特別養護老人ホームを整備するため、引き続き市有地の貸付等による新規施設の整備を進めます。また、既存施設の改修による増床や利用率の低いショートステイ専用床からの転換を図ることなど、既存施設を有効活用することにより効率的な整備を進めます。あわせて、特別養護老人ホームの入居条件を満たさないが支援を要する人の居住の場として、介護付き有料老人ホーム等の特定施設や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備を進めます。 【R4目標値】 特別養護老人ホームの整備床数:100床 介護付き有料老人ホーム等の整備床数:380床 認知症対応型共同生活介護の整備床数:72床 養護老人ホームの定員数:50床 軽費老人ホーム(ケアハウス)の定員数:222床	特別養護老人ホームの整備床数:180床 介護付き有料老人ホーム等の整備床数:0床 認知症対応型共同生活介護の整備床数:0床  ※いずれも採択床数 (R3目標値の未整備分含む)	△	第8期計画では、令和3年度から令和5年度までの3年間で、特別養護老人ホーム320床、介護付き有料老人ホーム760床、認知症対応型共同生活介護198床を整備することとなっている。このうち令和4年度には、特別養護老人ホーム100床、介護付き有料老人ホーム380床、認知症対応型共同生活介護72床の整備を目標に設定。  ＜特別養護老人ホーム＞ 令和4年度に広域型特養(30-240床)の公募を行い、1施設180床の採択を行った。  ＜介護付き有料老人ホーム＞ 令和4年度の整備床数は目標値に達しなかった。目標値と実績値の差分については、令和5年度の公募に含めることとする。
6. 認知症支援体制の充実・強化	1認知症に関する理解の促進・啓発の充実	80	2)認知症サポーターの養成と活動への支援【重点的な施策・事業】	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」と、その講師役となるキャラバン・メイトの養成を進め、継続的に認知症サポーターを養成する体制づくりを推進します。また、若年層の認知症への理解を促進するために、学校や青少年を対象とした講座プログラムを作成し、認知症サポーターの対象を小中高生などにも拡充します。さらに、認知症サポーターのステップアップ研修を実施し、活動の場の情報提供を進めるとともに、認知症サポーターが地域で活躍できるよう、フォローアップに向けた取組みを進めます。 【R4目標値】 認知症サポーター養成講座の開催数:110回 認知症サポーター養成講座受講者数(累計):34,500人 ステップアップ研修の開催数:1回	認知症サポーター養成講座の開催数:80回 (うち、オンラインでの開催数:1回) 認知症サポーター養成講座受講者数:2,365人 認知症サポーター養成講座受講者数(累計):31,494人 ステップアップ研修の開催数:1回	○	一般企業での開催実績が少ないため、認知症について正しく理解していただくために、引き続き企業に対し開催への推奨を行う。  令和10年までに累計52,500人のサポーターを養成できるよう、毎年計画的に講座を開催する必要がある。  ステップアップ講座受講者を地域資源へつなげるために、広報の仕方や講座内容の見直し及び講座修了後のフォローなどを実施する。  ・コロナ禍に対応した実施形態としてだけでなく、より多くの方に参加いただくためのツールとして、今後もオンラインでの実施を検討していく。
	2認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり	81	2)認知症初期集中支援チームによる支援体制の充実【重点的な施策・事業】	平成29年度(2017年度)に設置した「認知症初期集中支援チーム」が、高齢者あんしん窓口など関係機関と連携し、認知症の人やその家族に早期に関わり、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うことを通じて、認知症の人を適切な医療・介護等につなげる初期の対応体制を構築します。 【R4目標値】 認知症初期集中支援チームの支援終了事案に占める医療等の支援につながった事案の割合:100%	(福ま) 認知症初期集中支援チームの支援終了事案に占める医療等の支援につながった事案の割合:90.7%	◎	認知症の人やその家族に早期に関わり包括的、集中的に支援を行うことで、適切な医療・介護等に繋げる対応体制の構築が必要である。支援対象者の中には精神疾患を併せ持つ方も多く、関係機関等との連携の強化が必要である。認知症の方又は認知症が疑われる方の早期発見、早期支援に向け引き続き関係機関等への周知を図り、連携を強化していく必要がある。
	3認知症の人や介護者を支える体制の充実	82	3)地域における認知症支援体制の構築・強化【重点的な施策・事業】	認知症により、行方不明となるおそれのある方の氏名・写真等を事前に登録し、万が一行方不明となられた場合に、捜索協力者へ電子メールで情報提供し、いち早く発見・保護へつなげる「認知症SOSメール配信事業」を実施します。多くの捜索協力者を募るとともに、警察と連携し、徘徊高齢者等の早期発見のための協力システムの構築を図ります。 【R4目標値】 認知症SOSメール配信事業対象者数(新規登録者数):30人 認知症SOSメール配信事業捜索協力者数(新規登録者数):130人	認知症SOSメール配信事業対象者数(新規登録者数):48人 認知症SOSメール配信事業対象者数(累計):184人 認知症SOSメール配信事業捜索協力者数(新規登録者数):320人 認知症SOSメール配信事業捜索協力者数(累計):1,531人	◎	事業対象者数については市政ニュースや市ホームページ、認知症サポーター養成講座等で広報しているが、介護者家族へどのように周知していくかが課題である。警察との連携により、家族への周知を図っていく。 捜索協力者数を増やすため、周知・啓発方法を見直すことが必要。
			認知症の人やその家族に対し、認知症の状態に応じた適切なサービスが提供され、支援が円滑に行えるよう、介護サービス事業者等の専門職を対象とした研修会・勉強会等を開催し、専門職全体の対応力の底上げを図ります。また、高齢者あんしん窓口、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス事業者をはじめ、民生委員・児童委員や認知症サポーターなどの関係者間のネットワークづくりに取り組みます。 【R4目標値】 認知症支援の質向上に向けた専門職対象の研修会・勉強会回数:10回	認知症高齢者への支援を効果的に行うために、介護保険サービス事業者向けに研修を実施。また、関係団体との協働を図り、ネットワーク体制の構築を進めるため認知症地域支援推進員と認知症医療疾患センターとの連携会議を開催した。  認知症研修会開催数:5回 (延べ参加者数:118人) 連携会議の開催:12回	△	支援団体の連携体制の構築に向けて研修内容について検討する。	

基本目標	施策の展開内容	該当ページ	第8期における具体的な取組	事業内容、指標等	R4年度実績内容	R4実績内容に対する自己評価	課題と対応策
7. 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化	1 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実	85	2) 高齢者あんしん窓口の機能強化【重点的な施策・事業】	高齢者あんしん窓口が、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的な役割を果たすことができるよう、また、三職種(保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)がその専門性を十分に発揮できるよう、日常生活圏域における高齢者人口の増加などに応じて、職員配置を進めることで、相談支援体制の充実をめざします。 【R4目標値】 高齢者あんしん窓口の人員配置数:88人	高齢者あんしん窓口の人員配置数:84人	○	引き続き地域包括支援センターの業務の効率化と質の向上を目指し、必要な職員の増員を図る。
	2 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進	86	2) 地区ネットワーク会議(地域ケア連携会議)を通じた地域づくり	地区社会福祉協議会をエリアとして、地域住民をはじめとする地域の多様な主体と専門機関との連携・協働の場となる「地区ネットワーク会議」(地域ケア連携会議)の設置を推進します。この「地区ネットワーク会議」(地域ケア連携会議)において、地域の多様な主体が、地域課題を把握・共有し、それらの解決に向けた具体的な取り組みを検討・実施することで、すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを進めます。また、生活支援コーディネーターは地域資源・ニーズの把握を行うなかで、地域課題を明確化し、新たな地域活動・資源の創出を進めます。 【R4目標値】 地区ネットワーク会議の設置地区数:27地区	地区ネットワーク会議の設置地区数:22地区	○	地域住民や団体が主体となって開催する会議体であるため、行政主導での設置はできない。また、地区によっては設置のための協議ができない現状もあるため、会議体のあり方について協議・検討が必要である。 地区ネットワーク会議開催の目的理解が深まらない地区があり住民の出席者が受身での参加となっていたり、会議自体が開催されていない地域があり、住民主体での会議運営の難しさがある。改めてその地区での地区ネットワーク会議目的について明確にする必要がある。 また、地区ネットワーク会議の運営支援については、地区担当ワーカー、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの連携が大切である。
	3 権利擁護の取組の強化	87	2) 高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能の充実【重点的な施策・事業】	高齢者・障害者権利擁護支援センターにおいて、権利擁護に関する専門相談・支援や成年後見制度利用支援、後見活動支援、成年後見制度普及・啓発・研修などの機能の充実を図ります。また、市関係課や各関係機関との連携を強化することで、権利擁護支援ネットワークの構築を進めます。あわせて、高齢者・障害者権利擁護支援センターにおける権利擁護に関するセミナーや専門相談については、関係団体と協働して開催することで、より積極的かつ効果的な普及啓発を進め、市民理解を促進します。なお、権利擁護支援者に関しては、成年後見制度の担い手となる市民後見人等を養成し、地域における権利擁護支援体制の強化を図ります。 【R4目標値】 権利擁護に関するセミナー・フォーラム・公開講座の開催数:10回	権利擁護に関する研修・セミナー・フォーラム・公開講座の開催数:12回  (センター実績) ・新規相談件数 625件 ・継続相談件数 2,889件 ・法人後見受任数 20件(R5.3.31時点) ・専門相談件数 83件(相談対応実人数:85人)	○	センターに対する相談件数が前年と比較して急増している。特に、成年後見制度の利用に関する内容が増加が見られた。同様に、専門相談の回数についても増加が見られるため、相談内容について精査を行い、センター職員および専門職で対応すべき案件か判断した上で、対応できる体制を検討する。
		87	3) 権利擁護支援者人材バンクへの登録促進と活動体制の整備	地域で権利擁護支援を必要とする市民のニーズに対応するため、権利擁護支援者養成研修修了者に対して、「市民後見人」や「権利擁護推進員」「運営推進会議委員」「生活支援員」「後見活動支援員」「介護相談員」の活動を目的とした権利擁護支援者人材バンクへの登録を促進します。また、権利擁護支援者の活動が円滑に行えるよう、人材育成と活動の場の体制づくりを進めます。 【R4目標値】 権利擁護支援者人材バンク登録者数:110人	権利擁護支援者人材バンク登録者数:76人(R5.3.31時点) ・実活動人数 生活支援員 5名 後見活動支援員 7名 介護相談員 13名 運営推進会議委員 23名 市民後見人 2名	○	権利擁護支援者人材バンク登録者数は一定数いるものの、様々な事情により全登録者が活動している訳ではない。また、コロナ禍においては活動に制限がかかる内容もある。権利擁護支援者が円滑に活動でき、その活動が地域における権利擁護支援に効果が発揮されるよう、引き続き研修等の実施や活動者の支援を行う。